

令和5年度

町民税
府民税

特別徴収のしおり

【重要】 指定番号登録状況の確認をお願い致します

平成31年1月より新システム導入に伴い指定番号の変更を行いました。
銀行の個人町民税・府民税納入サービスを利用している場合は、新しい指定番号へ登録変更手続きをお願いします。

本年4月14日以降に受付分の給与所得者異動届出書は、事務処理の都合により、今回の通知書に未反映の場合があります。未反映分につきましては、後日、税額変更通知書によりお知らせします。

町税は電子申告（eLTAX）をご利用下さい



太子町では、特別徴収義務者の申告事務の軽減を図るため、eLTAXによる給与支払報告書、異動届出書等の電子申告を受け付けています。
ご利用には事前に利用届等の手続きが必要となります。
詳しくはeLTAXホームページ(<http://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。

太子町役場 政策総務部税務課

〒583-8580

大阪府南河内郡太子町大字山田 88 番地

TEL (0721) 98-5517

FAX (0721) 98-2773

URL <http://www.town.taishi.osaka.jp/>

令和5年5月

特別徴収義務者様

大阪府南河内郡太子町長

令和5年度町民税・府民税の特別徴収について

平素は、町民税・府民税の特別徴収につきまして格段のご配慮とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年度町民税・府民税につきまして、貴事業所を特別徴収義務者に指定させていただき関係書類を同封いたしましたので、事務ご繁忙中まことにお手数とは存じますが、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

記

関係書類

1. 令和5年度町民税・府民税特別徴収税額の通知書及び納税義務者への通知書
2. 月割額の納入書綴（必要とされない旨の連絡を頂いている場合は同封しておりません）
3. 各種届出書等の様式（太子町ホームページからもダウンロードできます）

◆個人町民税・府民税の課税について

1. 納税義務のある人

- ①令和5年1月1日現在、太子町内に住所のある人
- ②令和5年1月1日現在、太子町内に住所はないが、事務所・事業所または家屋敷がある人（均等割のみ課税されます。）

2. 納税義務がない人

- ①生活保護法の規定により生活扶助を受けている人
（令和5年1月1日現在）
- ②障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人
- ③前年の合計所得金額が、次の計算で求めた金額以下である人
 - (ア) 同一生計配偶者または扶養親族を有する場合
 $28 \text{万円} \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の人数}) + 27 \text{万円}$
 - (イ) 同一生計配偶者または扶養親族がない場合
38万円

3. 所得割が課税されない人

- ①前年の総所得金額等が、次の計算で求めた金額以下である人
 - (ア) 同一生計配偶者または扶養親族を有する場合
 $35 \text{万円} \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の人数}) + 42 \text{万円}$
 - (イ) 同一生計配偶者または扶養親族がない場合
45万円

◆特別徴収税額の納入について

1. 納税者からの徴収

特別徴収税額は、6月（年度途中で通知を受け取った場合は、その通知書に月割額の記入されている最初の月）から5月まで、毎月給与

支払の際に月割額を徴収してください。

なお、納税者が年度途中で住所を他の市町村へ異動した場合も、引き続き徴収し、太子町へ納入してください。

2. 納期限

月割額を徴収した月の翌月10日（その日が土曜日、日曜日または祝日に当たるときは、その日の翌日）です。

納期限までに納入されない場合は、督促手数料および延滞金を負担していただくことがあります。

3. 納入方法

各納税者から徴収された月割額の合計額を別冊の「納入書」で納入してください。

通知した税額に異動が生じたため、変更する場合は「特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」により通知しますので、これによって今後の月割額を徴収のうえ、納入してください。

なお、納入書の金額変更の記入については、【納入書の記入のしかた】を参照してください。

4. 特別徴収税額の納期限後納入にかかる延滞金および督促手数料

①延滞金の計算要領

延滞金の割合は、年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3%の割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法

律(令和2年法律第8号)による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)となります。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)となります。

②督促手数料

督促状を発送した場合、一通につき100円

5. 納期の特例

給与の支払いを受ける人が常時9人以下である場合は、特別徴収税額を年2回に分けて納入することができます。

特例を受けられる場合は、至急、政策総務部税務課までお問い合わせください。

◆納税者が転勤または退職等で異動した場合の手続き

1. 転勤の場合

転勤等により勤務先が変わった場合でも、新しい勤務先で引続いて特別徴収の方法によって徴収してください。

この場合、新たに給与等の支払いをすることとなった勤務先の名称と

所在地、電話番号および何月分から徴収していただくことになるかを新しい勤務先へ連絡済であるかどうか、その他必要事項を記入した「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」(以下「異動届出書」という)を転勤等のあった月の翌月10日までに、提出してください。

2. 退職等の場合

特別徴収の方法によって納税している人が退職あるいは休職等により特別徴収ができなくなった場合、特別徴収税額のうち、給与から徴収できなくなった税額は普通徴収の方法で納税者から直接納めていただきます。この場合、給与の支払いを受けなくなった月の翌月10日までに「異動届出書」に退職した人の住所、氏名、特別徴収税額(年税額)、徴収済税額、未徴収税額、異動事由、1月1日から退職時までの給与支払額および社会保険料の金額等を記入して提出してください。

特別徴収税額がない場合でも「異動届出書」に所定の事項を記入して提出してください。

※記入については、【給与所得者異動届出書の記載の仕方】を参照してください。

◆退職者の一括徴収について

6月1日から12月31日までに退職する人の残税額はなるべく一括徴収してください。

また、1月1日から4月30日までに退職する人の残税額については、必ず一括徴収してください。

一括徴収した税額は、徴収した月の翌月10日までに納入してください。

◆特別徴収義務者の異動について

特別徴収義務者の所在地や名称等、異動変更された場合は、「特別徴収義務者所在地・名称変更届出書」に所定の事項を記入して提出してください。

◆特別徴収への切替について

新たに追加で特別徴収される場合は、「特別徴収への切替申請書」に所定の事項を記入して提出してください。

◆退職所得の分離課税に係る町民税・府民税の特別徴収について

退職所得（退職手当等）に対する町民税・府民税は、所得税と同様に他の所得と区分して退職手当等の支払いの際に、特別徴収していただくことになっています。

1. 対象となる人

退職手当等の支払を受ける日の属する年の1月1日現在、本町内に住所のある人です。ただし、同年1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている人は除かれます。

2. 税額計算のしかた

その年中の退職手当等の収入金額から、退職所得控除額を差引いた残額の2分の1に、町民税および府民税それぞれの税率を乗じて算出した金額が、分離課税に係る所得割額です。

算出方法

(退職手当等－退職所得控除額)×1/2 (1,000円未満切捨て)	×6%＝	退職所得に係る町民税額(ア) (100円未満切捨て)
	×4%＝	退職所得に係る府民税額(イ) (100円未満切捨て)

※勤続年数5年以内の法人役員等の退職所得について、2分の1課税が適用されません。また、退職日が令和4年1月1日以降の退職所得において勤続年数5年以内の法人役員等以外の人については、退職所得控除を控除した後の金額のうち300万円を超える部分については2分の1課税が適用されません。

－退職所得控除額の計算－

勤続年数	退職所得控除額	
勤続年数が20年以下の場合	40万円×勤続年数 (最低80万円)	障害者になったことに直接起因して退職された場合は左記により計算した金額に100万円を加算します。
勤続年数が20年を超える場合	800万円+70万円× (勤続年数-20年)	

勤続年数に1年未満の端数がある場合は、切り上げます。

[計算例] 勤続年数25年 退職手当17,888,007円の場合

$$(17,888,007円 - ※11,500,000円) \times 1/2 = 3,194,003円 \Rightarrow 3,194,000円$$

$$※8,000,000円 + 700,000円 \times (25年 - 20年) = 11,500,000円$$

$$\text{町民税} : 3,194,000円 \times 6\% = 191,640円 \Rightarrow 191,600円 \dots\dots \textcircled{1}$$

$$\text{府民税} : 3,194,000円 \times 4\% = 127,760円 \Rightarrow 127,700円 \dots\dots \textcircled{2}$$

$$\text{退職所得に係る住民税} (\textcircled{1} + \textcircled{2}) = 319,300円$$

3. 納入方法

徴収していただいた分離課税にかかる所得割は、その月の給与所得の町民税・府民税月割額と合わせて、翌月の10日(その日が土曜日、日曜日または祝日に当たるときは、その日の翌日)までに納入してください。その際、必ず裏面の納入申告書に必要事項を記載してください。

町民税 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
府民税 特別徴収

		年度										1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度					
太子町長様 令和 年 月 日提出		〔特別徴収者〕 給与支払者	所在地 〒										特別徴収義務者 指定番号				
			フリガナ										宛名番号				
			氏名又は名称										担連 当絡 者先	所属			
			個人番号 又は法人番号											氏名			
										電話		内線 ()					
給与 所得者	フリガナ				(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異 動 日 年 月 日	異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法				
	氏 名																
	生年月日		年 月 日														
	個人番号																
	受給者番号																
	1月1日 現在の住所																
異動後の 住所				円		円		円		年 月 日		<input type="checkbox"/> 1. 特別徴収継続 <input type="checkbox"/> 2. 一括徴収 <input type="checkbox"/> 3. 普通徴収 (本人納付)					

1. 特別徴収継続の場合

新しい 勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号		新規 法人番号										新しい勤務先へは、月割額 _____円を _____月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	所在地		〒										受給者番号	
	フリガナ												納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	
	氏名又は名称		担当者連絡先										<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要	

2. 一括徴収の場合

理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 _____月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
			月 日	円	

3. 普通徴収の場合

理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため		※市町村記入欄

特別徴収義務者所在地・名称変更届出書

※ 処理事項	義務者台帳	徴収簿	電算処理	処理日
				/

令和 年 月 日 太子町長 様	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	住所又は 所在地	〒 ー										特別徴収義務者 指 定 番 号		
		氏名又は 名称											連 絡 先	所属	
		代表者の 職氏名												氏名	
		法人番号 (個人番号は記載不要)													

- 変更事項のみ記入してください。
- 誤読をさけるために必ずフリガナを記入してください。
- 訂正・誤りがある場合も、この用紙を利用してご連絡ください。

変更年月日 令和 年 月 日

事 項	変 更 前	変 更 後
フリガナ		
所在地 (住所)	〒 ー	〒 ー
フリガナ		
方 書		
フリガナ		
名 称		
電 話	() ー 内線 :	() ー 内線 :

備 考

※印の欄は、届出者において記入する必要はありません。

◆納入取扱場所

- 太子町指定金融機関（太子町役場内）
- 下記金融機関の本店または支店
大阪南農業協同組合、りそな銀行、関西みらい銀行、池田泉州銀行、南都銀行、大阪シティ信用金庫、成協信用組合、近畿労働金庫（順不同）
- ※なお、金融機関の合併・統合があった場合は、新金融機関でも取り扱えます。
- 近畿2府4県（大阪府、京都府、和歌山県、兵庫県、奈良県、滋賀県）のゆうちょ銀行と郵便局（納期内に限ります。）

◆ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県・滋賀県以外のゆうちょ銀行・郵便局で特別徴収税額を納入される場合は、右記の「指定通知書」に利用される最寄りのゆうちょ銀行・郵便局名を記載のうえ、事前にそのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

指 定 通 知 書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、本町の特別徴収に係る町・府民税取扱局に指定しましたので通知します。

- ・許可又は承認番号 貯業2第111号
- ・口座番号 00990-1-960287番
- ・加入者の名称 太子町会計管理者
- ・取りまとめ局 大阪貯金事務センター

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行 店長

郵便局長 様

大阪府南河内郡太子町長 印